

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公開番号】特開2016-99724(P2016-99724A)

【公開日】平成28年5月30日(2016.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-033

【出願番号】特願2014-234747(P2014-234747)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/24 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/24 140

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月17日(2017.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医用データベースと通信可能に接続された医用情報管理装置と、

前記医用情報管理装置と通信可能に接続され、前記医用情報管理装置から送信された医用画像を表示部に表示する医用画像表示端末と、

を有する医用情報管理システムであって、

前記医用情報管理装置は、

前記医用画像表示端末に対して、複数の患者情報のそれぞれに送信可、条件付き送信可又は送信不可を表す送信ランク情報を有し、この送信ランク情報と検査条件および端末通信条件の少なくとも一方とが関連付けられた関連情報を予め記憶する関連情報記憶部と、

前記検査条件および前記端末通信条件の少なくとも一方の入力を受け付け可能に構成され、前記関連情報に基づいて、受け付けた前記検査条件および前記端末通信条件の少なくとも一方に関連付けられた前記送信ランク情報が送信可を表す場合に、この送信可を表す前記患者情報を前記医用画像表示端末への送信可情報をとして判定し、受け付けた前記検査条件において関連付けられた前記送信ランク情報が条件付き送信可又は送信不可を表す場合に、この条件付き送信可又は送信不可を表す前記患者情報を前記医用画像表示端末への送信不可情報をとして判定する判定部と、

前記判定部による判定に基づいて、前記医用画像及び前記送信可情報をある患者情報を前記医用データベースから読み出し、該医用画像及び該患者情報を並びに前記送信不可情報を前記送信ランク情報を前記医用画像表示端末へ送信する送信部と、を含み、

前記医用画像表示端末は、前記送信部からの前記医用画像及び前記患者情報を並びに前記送信ランク情報を前記表示部に表示させる表示制御部を含む、

ことを特徴とする医用情報管理システム。

【請求項2】

前記検査条件は、前記医用画像に係る検査部位若しくは検査目的又はこれら双方を含むことを特徴とする請求項1に記載の医用情報管理システム。

【請求項3】

前記端末通信条件は、前記医用画像表示端末の端末種別、前記医用画像表示端末の使用場所、若しくは医用情報管理装置と前記医用画像表示端末との通信回線種別、又はこれらの組み合わせを含むことを特徴とする請求項1又は2に記載の医用情報管理システム。

【請求項 4】

前記医用画像表示端末は、

条件付き送信可を表す前記送信ランク情報が表示された前記患者情報の送信依頼を受け付け可能に構成され、受け付けた送信依頼を表す送信依頼情報を前記医用情報管理装置へ出力する送信依頼受付部を含み、

前記医用情報管理装置は、

前記送信依頼受付部からの前記送信依頼情報を報知する報知部と、

該送信依頼情報の送信依頼に対し、送信可又は送信不可を表す判定入力を受け付け可能な判定入力受付部と、を含み、

前記送信部は、前記判定入力受付部が送信可の判定入力を受け付けたとき、当該送信依頼情報の前記患者情報を前記医用画像表示端末へ送信する

ことを特徴とする請求項 1～3 のいずれか 1 つに記載の医用情報管理システム。

【請求項 5】

前記医用情報管理装置は、前記送信依頼情報を受けるごとに、前記送信依頼情報と該送信依頼情報に対して入力された前記判定入力を表す判定入力情報を記憶する送信依頼履歴記憶部を含むことを特徴とする請求項 4 に記載の医用情報管理システム。

【請求項 6】

ネットワークを通じて接続された医用画像表示端末に対して、複数の患者情報のそれぞれに送信可、条件付き送信可又は送信不可を表す送信ランク情報を有し、この送信ランク情報と検査条件および端末通信条件の少なくとも一方とが関連付けられた関連情報を予め記憶する関連情報記憶部と、

前記検査条件および前記端末通信条件の少なくとも一方の入力を受け付け可能に構成され、前記関連情報に基づいて、受け付けた前記検査条件および前記端末通信条件の少なくとも一方に関連付けられた前記送信ランク情報が送信可を表す場合に、この送信可を表す前記患者情報を前記医用画像表示端末への送信可情報をとして判定し、受け付けた前記検査条件において関連付けられた前記送信ランク情報が条件付き送信可又は送信不可を表す場合に、この条件付き送信可又は送信不可を表す前記患者情報を前記医用画像表示端末への送信不可情報をとして判定する判定部と、

前記判定部による判定に基づいて、医用画像及び前記送信可情報をある患者情報を医用データベースから読み出し、該医用画像及び該患者情報を並びに前記送信不可情報を前記送信ランク情報を前記医用画像表示端末へ送信する送信部と、

を含む医用情報管理装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態の医用情報管理システムは、医用データベースと通信可能に接続された医用情報管理装置と、医用情報管理装置と通信可能に接続され、医用情報管理装置から送信された医用画像を表示部に表示する医用画像表示端末とを有する医用情報管理システムであって、医用情報管理装置は、関連情報記憶部と、判定部と、送信部とを含む。関連情報記憶部は、医用画像表示端末に対して、複数の患者情報のそれぞれに送信可、条件付き送信可又は送信不可を表す送信ランク情報を有し、この送信ランク情報と検査条件および端末通信条件の少なくとも一方とが関連付けられた関連情報を予め記憶する。判定部は、検査条件若しくは端末通信条件又はこれら双方の入力を受け付け可能に構成され、関連情報に基づいて、受け付けた検査条件若しくは端末通信条件又はこれら双方において関連付けられた送信ランク情報が送信可を表す場合に、この送信可を表す患者情報を医用画像表示端末への送信可情報をとして判定し、受け付けた検査条件において関連付けられた送信ランク情報が条件付き送信可又は送信不可を表す場合に、この条件付き送信可又は送信不可を表す

患者情報を医用画像表示端末への送信不可情報として判定する。送信部は、判定部による判定に基づいて、医用画像及び送信可情報である患者情報を医用データベースから読み出し、該医用画像及び該患者情報並びに送信不可情報の送信ランク情報を医用画像表示端末へ送信する。医用画像表示端末は、表示制御部を含む。表示制御部は、送信部からの医用画像及び患者情報並びに送信ランク情報を表示部に表示させる。